

定 款

ケイヒン株式会社

ケイヒン株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ケイヒン株式会社と称し、英文では
THE KEIHIN CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 倉 庫 業
- (2) 陸上運送業
- (3) 海上運送業
- (4) 港湾運送業
- (5) 運送取扱業
- (6) 航空貨物取扱業
- (7) 埠 頭 業
- (8) 通 運 業
- (9) 通 関 業
- (10) 重量物運送業
- (11) 陸海空複合貨物運送業
- (12) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び
医療機器の包装、表示及び保管業
並びに販売業
- (13) 情報サービスに関する事業
- (14) 不動産の売買、賃貸及び管理業
- (15) 輸送、荷役機器の売買及び賃貸業
- (16) 労働者派遣事業
- (17) 事業上関係ある他会社への投資
- (18) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によりこれを行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,480万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要の都度これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集する。

- 2 取締役社長にさしつかえがある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(株主総会の議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれに任ずる。

- 2 取締役会長および取締役社長にさしつかえがある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(株主総会の決議事項)

第18条 当会社の株主総会においては、法令または本定款に別段の定めある事項をその決議により定めるほか、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下、「買収防衛策」という。）の導入（その変更・修正を含む。）をその決議により定めることができる。

- 2 当会社の株主総会または取締役会においては、前項により導入した買収防衛策の廃止をその決議により定めることができる。
- 3 前2項に定める株主総会の決議は、いずれも本定款第19条第1項の定め（普通決議）による。

(株主総会の決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数および選任)

第21条 当会社の取締役は、17名以内とし、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

- 2 取締役会長および取締役社長はおのおの会社を代表する。
- 3 他の代表取締役は、必要に応じ第1項の役付取締役の中から、取締役会の決議によって選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役会長にさしつかえがある場合は、取締役社長がこれに代る。
- 3 取締役社長にさしつかえがある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の前日までに通知する。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録にこれを記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数および選任)

第29条 当社の監査役は、5名以内とし、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

- 2 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会の決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の前日までに通知する。

(監査役会の決議の方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録にこれを記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 剰余金の配当において配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

第6条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとし、効力発生日経過後、本附則を削除する。

制定	昭和 22 年 12 月 15 日
改正	昭和 23 年 4 月 17 日
改正	昭和 23 年 4 月 18 日
改正	昭和 24 年 2 月 12 日
改正	昭和 24 年 10 月 29 日
改正	昭和 26 年 10 月 30 日
改正	昭和 27 年 4 月 21 日
改正	昭和 28 年 6 月 27 日
改正	昭和 31 年 6 月 29 日
改正	昭和 34 年 6 月 27 日
改正	昭和 35 年 6 月 25 日
改正	昭和 36 年 5 月 30 日
改正	昭和 37 年 5 月 30 日
改正	昭和 38 年 5 月 29 日
改正	昭和 41 年 5 月 27 日
改正	昭和 42 年 5 月 29 日
改正	昭和 44 年 5 月 29 日
改正	昭和 44 年 8 月 30 日
改正	昭和 46 年 5 月 29 日
改正	昭和 48 年 5 月 31 日
改正	昭和 50 年 5 月 29 日
改正	昭和 53 年 6 月 28 日
改正	昭和 56 年 6 月 26 日
改正	昭和 57 年 6 月 28 日
改正	昭和 59 年 6 月 28 日
改正	平成 3 年 6 月 27 日
改正	平成 6 年 6 月 29 日
改正	平成 9 年 6 月 27 日
改正	平成 10 年 6 月 26 日
改正	平成 11 年 6 月 29 日
改正	平成 12 年 6 月 29 日
改正	平成 13 年 6 月 28 日
改正	平成 14 年 6 月 27 日
改正	平成 15 年 6 月 27 日
改正	平成 17 年 6 月 29 日
改正	平成 18 年 6 月 29 日
改正	平成 19 年 6 月 28 日
改正	平成 21 年 6 月 26 日
改正	平成 25 年 6 月 27 日
改正	平成 26 年 6 月 27 日
改正	平成 27 年 6 月 26 日
改正	平成 29 年 6 月 29 日